

11月28日ND提言関連

作成者：半田 滋

国会論議を避け、与党協議で敵基地攻撃の政府案を説明



▼岸田文雄首相は「あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討する」と述べるだけ。臨時国会で議論は深まらなかった

11月25日の与党協議で初めて政府案を説明

- ①敵基地攻撃能力を保有する必要性を説明。「現在のミサイル防衛システムでは迎撃が困難な可能性がある」とし、「**必要最小限度の措置**」を講じる
- ②**国際法の禁じる「先制攻撃」にならないよう**相手国が攻撃に「着手」したとの認定のあり方、攻撃対象、国会の関与や名称などは引き続き協議する
- ③公明の石井啓一幹事長は「(敵基地攻撃)能力があることを示すことによって、我が国に対する攻撃を抑止することが大きな目的だ」と前向きな姿勢

閣議決定「存立危機事態における敵基地攻撃は可能」

▼岸田内閣は5月、野党の「敵基地攻撃は『密接な関係にある他国』への攻撃であっても可能か」との質問主意書に対し、「限定的な集団的自衛権の行使も含め、3要件の下で行われる自衛の措置としての武力の行使にもそのまま当てはまる」との答弁書を閣議決定

※「3要件の下で行われる自衛の措置」とは、存立危機事態における敵基地攻撃を含む武力行使

存立危機事態とは

「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」（自衛隊法第76条二）⇐⇐⇐安全保障関連法で追加

5月の閣議決定は「先制攻撃」を容認したに等しい

- ▼岸田内閣は「存立危機事態における敵基地攻撃は可能」とする答弁書を閣議決定した。つまり日本が攻撃されていないにもかかわらず、他国を攻撃することはできるという意味。これこそが先制攻撃である
- ▼この結果、国内法の安全保障関連法で認められた集団的自衛権行使が国際法では許されない先制攻撃に該当することがあるという矛盾をはらむことになった
- ▼与党協議の「国際法の禁じる『先制攻撃』にならない」は破綻している
- ▼中国であれ、北朝鮮であれ、日本による敵基地攻撃を受けて反撃しないはずがない。反撃は核兵器の使用まで想定しなければならず、通常兵器による反撃でも原発が損傷すれば日本は壊滅的な打撃を受ける